

2023年5月2日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

リ・ジェネレーション株式会社による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て
に関するお知らせ

当社は、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「リ・ジェネレーション」といいます。）より、2023年4月12日付「株主名簿閲覧謄写請求書」を受領し、同年3月31日現在の当社の株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）の閲覧謄写請求（以下「本請求」といいます。）を受けました。

しかしながら、本請求は、本請求時点における当社の社内規程上の当社所定の最新の書式（以下「本書式」といいます。）に基づく請求ではありませんでした。なお、本書式には、株主名簿閲覧請求の目的が、同請求後に開催される最初の当社の株主総会（以下「当社株主総会」といいます。）における議決権行使の勧誘や議決権行使に関する委任状（以下「委任状」といいます。）の取得を含んでいる場合には、当社株主による本総会における議決権行使が適正になされることを確保すべく、同請求により取得した情報に基づいて、QUOカードその他の金品を配布する等、経済的利益の提供を誘引として委任状を取得しないこと等を誓約する旨（以下「本誓約」といいます。）を含んでおりました。

リ・ジェネレーションは、本請求に係る請求書において、本誓約を行うことを拒む旨を記載していましたが、当社といたしましては、①株主であっても、QUOカードその他の金品を配布する等、経済的利益の提供を誘引として委任状勧誘行為を行う「権利」ではなく、本誓約は、当社株主による当社株主総会における議決権行使が適正になされることを確保するために合理的な措置であると考えており、これらの点については、複数の著名な会社法学者からも、そのような意見を得ていたこと、並びに、②経済産業省が設置した「公正な買収の在り方に関する研究会」が公開している「指針原案（第8回研究会での議論用）」においても、会社法上明示的な禁止規定がある対象会社のみならず、株主である買収者についても、「議決権行使の勧誘を行う際に、金品・財物の交付を行うこと」は株主の合理的な意思決定が阻害されない状況を確保する観点から「望ましくない」とされていること等から、本誓約の記載された本書式で当社の株主名簿閲覧謄写請求を行うことを要請することは不当ではないと確信しております。そこで、当社は、同年4月14日、リ・ジェネレーションに対して、本書式を送付するとともに、その送付時の書面において、上記①

及び②の点も指摘し、翻意を促し、本書式によって改めて請求をしてもらう必要があるものの、所定の事項を記入した本書式を提出すれば、同年4月12日を請求日として、本請求を受理するので、本書式にて提出する場合は再度個別株主通知をする必要はない旨を回答いたしました（以下「本回答」といいます。）。

その後、本回答に対するリ・ジェネレーションからの返答はありませんでしたが、当社は、本日、東京地方裁判所から、申立書の送達を受け、リ・ジェネレーションが、東京地方裁判所に対して、2023年4月24日付けで、当社を相手方として、本株主名簿の閲覧謄写を求める株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行ったことを認識しましたので、お知らせいたします。

なお、当社といたしましては、本回答後、リ・ジェネレーションが当社との間何らの協議・交渉もなく、また、その申入れすらなく、一方的に本申立てに及んだことは遺憾であるものの、引き続き、リ・ジェネレーションが本誓約を受け入れるのであれば、速やかに本株主名簿の閲覧謄写に応じる意向です。

以 上